

津 市 公 報	第 172 号 平成25年2月20日
目 次	
津市告示	
公示送達	
街区の区域変更及び新設の実施	
津市営住宅近傍同種の住宅の家賃	
市議会臨時会の招集	
津市下水道排水設備指定工事店の取り消し	
放置自転車等の撤去及び保管	
住民票の職権消除及び公示送達	
公示送達	
公示送達	
国民健康保険被保険者証の無効	
平成25年産大豆に適用する共済掛金率等	
津市公告	
開発行為に係る工事の完了	
土地収用法に基づく事業認定申請書及びその添付書類の写しの縦覧	
軽微な変更に伴う津市農業振興地域整備計画の変更	
犬の抑留	
道路位置指定	
犬の抑留	
平成25年1月分津市農用地利用集積計画の決定	
津市教育委員会告示	
津市教育委員会の開催	
津市教育委員会の開催	
※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。	

津市告示第16号

下記の者の督促状、差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）及び充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、国民健康保険法（昭和13年法律第60号）第78条により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成25年2月1日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき 文書
		差押調書（謄本）、配 当計算書（謄本）及 び充当通知書

津市告示第 17 号

津市住居表示に関する条例（平成 18 年津市条例第 78 号）第 5 条の規定に基づき、高茶屋五丁目の街区の区域を変更及び新設し、次のように定める。

平成 25 年 2 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 変更区域（別図のとおり）

高茶屋五丁目 7 番街区

2 新設区域（別図のとおり）

高茶屋五丁目 12 番街区、13 番街区、14 番街区、15 番街区、16 番街区、17 番街区、18 番街区、19 番街区及び 20 番街区

3 実施期日

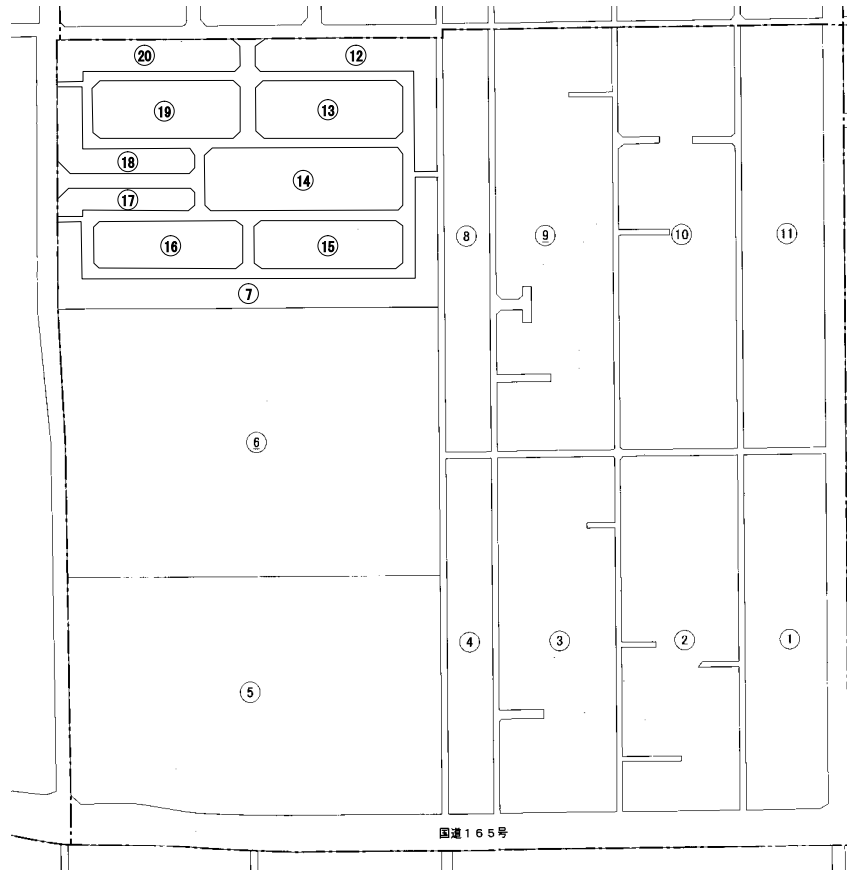
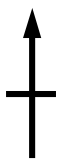
平成 25 年 2 月 1 日

高茶屋五丁目の街区の区域変更図

変更前



変更後



津市告示第 1 8 号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 1 5 号）
第 1 6 条第 2 項及び津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 1
8 年津市規則第 2 0 3 号）第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 5 年度の津
市市営住宅の近傍同種の住宅の家賃を次のとおり定めたので告示する。

平成 2 5 年 2 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

市 営 住 宅 の 名 称	近傍同種の住宅の家賃
白塚団地 1 号館	3 2 , 0 0 0 円
白塚団地 2 号館	3 2 , 0 0 0 円
白塚団地 3 号館	3 2 , 2 0 0 円
白塚団地 4 号館	3 7 , 5 0 0 円
白塚団地 5 号館	3 8 , 3 0 0 円
一身田アパート 1	3 7 , 4 0 0 円
一身田アパート 2	3 7 , 4 0 0 円
上浜六丁目住宅	7 , 8 0 0 円
旭町 C B アパート	1 3 , 1 0 0 円
下部田簡耐住宅	8 , 2 0 0 円
大井アパート	2 4 , 1 0 0 円
大井住宅 1	3 1 , 8 0 0 円
大井住宅 2	3 1 , 8 0 0 円
大井住宅 3	3 2 , 8 0 0 円
大井住宅 4	3 2 , 8 0 0 円
大井住宅 5	3 8 , 5 0 0 円
大井住宅 6	3 8 , 5 0 0 円
大井住宅 7	3 9 , 4 0 0 円
大井住宅 8	3 9 , 4 0 0 円
高洲町アパート 1 号館	1 4 , 8 0 0 円
高洲町アパート 2 号館	1 7 , 2 0 0 円
高洲町アパート 3 号館	2 2 , 3 0 0 円

高洲町アパート 4 号館	2 4 , 1 0 0 円
高洲町アパート 5 号館	2 4 , 1 0 0 円
高洲住宅 1	3 7 , 1 0 0 円
高洲住宅 2	3 6 , 4 0 0 円
高洲住宅 3	4 0 , 5 0 0 円
高洲住宅 4	3 9 , 4 0 0 円
新町 2 号館アパート	1 6 , 5 0 0 円
新町 3 号館アパート	1 4 , 5 0 0 円
新町 4 号館アパート	1 4 , 5 0 0 円
千鳥アパート	4 1 , 4 0 0 円
阿漕簡耐住宅	1 1 , 5 0 0 円
阿漕 B 住宅	9 , 5 0 0 円
阿漕 C 住宅	9 , 5 0 0 円
阿漕 1 号館アパート	1 3 , 7 0 0 円
阿漕 2 号館アパート	1 4 , 5 0 0 円
南阿漕 1 号館	2 1 , 2 0 0 円
南阿漕 2 号館	3 0 , 6 0 0 円
朝汐 1 号館アパート	1 1 , 7 0 0 円
朝汐 2 号館アパート	1 2 , 7 0 0 円
朝汐 3 号館アパート	1 3 , 3 0 0 円
藤水団地 1 号館	4 0 , 4 0 0 円
藤水団地 2 号館 1	3 8 , 8 0 0 円
藤水団地 2 号館 2	4 3 , 5 0 0 円
上弁財団地 1 号館	4 7 , 8 0 0 円
上弁財団地 2 号館 1	4 8 , 2 0 0 円
上弁財団地 2 号館 2	3 9 , 7 0 0 円
ぜにやま団地 1 号館	1 0 , 5 0 0 円
ぜにやま団地 2 号館	1 1 , 5 0 0 円
ぜにやま団地 3 号館	1 1 , 3 0 0 円
ぜにやま団地 4 号館	1 2 , 6 0 0 円
ぜにやま団地 5 号館	1 2 , 0 0 0 円
ぜにやま団地 6 号館	1 3 , 8 0 0 円
ぜにやま団地 7 号館	1 4 , 3 0 0 円

ぜにやま団地 8 号館	1 4, 7 0 0 円
ぜにやま団地 9 号館	1 5, 3 0 0 円
ぜにやま団地 1 0 号館	1 5, 3 0 0 円
ぜにやま団地 1 1 号館	1 5, 3 0 0 円
ぜにやま団地 1 2 号館	1 6, 8 0 0 円
ぜにやま団地 1 3 号館	2 1, 2 0 0 円
ぜにやま団地 1 4 号館	2 1, 4 0 0 円
ぜにやま団地 1 5 号館	2 3, 2 0 0 円
ぜにやま団地 1 6 号館	2 4, 1 0 0 円
ぜにやま団地 1 7 号館	2 7, 0 0 0 円
ぜにやま団地 1 8 号館	2 7, 0 0 0 円
ぜにやま団地 1 9 号館	2 6, 1 0 0 円
垂水 D 住宅	8, 8 0 0 円
藤方団地 1 号館	2 7, 3 0 0 円
藤方団地 2 号館	2 8, 6 0 0 円
藤方団地 3 号館	2 8, 7 0 0 円
藤方団地 4 号館	2 7, 8 0 0 円
城山アパート	1 1, 2 0 0 円
西城山 1 号館アパート	1 4, 6 0 0 円
西城山 2 号館アパート	1 4, 6 0 0 円
西城山 3 号館アパート	1 5, 0 0 0 円
西城山 4 号館アパート	1 5, 0 0 0 円
西城山 5 号館アパート	1 4, 9 0 0 円
西城山 6 号館アパート	1 4, 9 0 0 円
小森団地 1 号館	4 3, 9 0 0 円
小森団地 2 号館	4 0, 6 0 0 円
高茶屋住宅	8, 5 0 0 円
里ノ上 A 住宅	8, 1 0 0 円
里ノ B 住宅	8, 1 0 0 円
雲出 1 号館 1	6 8, 4 0 0 円
雲出 1 号館 2	6 4, 1 0 0 円
雲出 1 号館 3	6 3, 5 0 0 円
雲出 1 号館 4	6 3, 5 0 0 円

雲出 1 号館 5	6 5 , 8 0 0 円
雲出 2 号館 1	7 0 , 1 0 0 円
雲出 2 号館 2	6 5 , 6 0 0 円
雲出 2 号館 3	6 4 , 9 0 0 円
雲出 2 号館 4	6 5 , 6 0 0 円
雲出 2 号館 5	6 4 , 9 0 0 円
雲出 2 号館 6	6 7 , 3 0 0 円
雲出 2 号館 7	7 0 , 1 0 0 円
野村団地	1 0 , 5 0 0 円
野村東団地	9 , 9 0 0 円
相川団地	1 2 , 1 0 0 円
森団地 1	7 , 9 0 0 円
森団地 2	8 , 4 0 0 円
森団地 3	1 1 , 7 0 0 円
森団地 4	1 2 , 0 0 0 円
森団地 5	8 , 3 0 0 円
森団地 6	1 4 , 7 0 0 円
森団地 7	1 3 , 1 0 0 円
森団地 8	1 4 , 6 0 0 円
中町団地 A	2 5 , 9 0 0 円
中町団地 B	2 7 , 9 0 0 円
相川西団地 A	2 7 , 5 0 0 円
相川西団地 B	3 5 , 2 0 0 円
明神団地	3 6 , 0 0 0 円
北口団地 A	3 5 , 6 0 0 円
北口団地 B	3 8 , 4 0 0 円
桃里団地 A	4 2 , 3 0 0 円
桃里団地 B	4 9 , 0 0 0 円
桃里団地 C	4 3 , 5 0 0 円
桃里団地 D 1	1 0 1 , 0 0 0 円
桃里団地 D 2	8 3 , 2 0 0 円
桃里団地 D 3	8 3 , 3 0 0 円
桃里団地 D 4	1 0 0 , 0 0 0 円

中別保住宅	9,700 円
青木団地 1	16,200 円
青木団地 2	17,700 円
藤ヶ丘団地 1	28,200 円
藤ヶ丘団地 2	28,700 円
殿町住宅	37,000 円
新横山住宅	37,500 円
美里第1住宅A棟	32,600 円
美里第1住宅B棟	32,600 円
美里第2住宅1号館	17,400 円
美里第2住宅2号館	17,400 円
片野団地A棟	35,800 円
片野団地B棟	35,800 円
新沢田団地	16,100 円
奥津団地	5,300 円
下之川団地	4,900 円

津市告示第 19 号

平成 25 年第 1 回津市議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 25 年 2 月 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 招集の日

平成 25 年 2 月 13 日

2 招集の場所

津市議会議事堂

3 会議の事件

(1) 議会運営委員の選任

(2) 常任委員の選任

津市告示第 2 0 号

津市公共下水道条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 1 号）第 1 5 条第 1 項の規定により、指定工事店を次のとおり指定を取り消したので、同条例第 1 7 条第 1 項第 2 号の規定により告示する。

平成 2 5 年 2 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

指定を取り消した工事店

工 事 店 名	所 在 地	取消し年月日
マルキ設備	津市藤方 1 9 4 0 番地	平成 2 5 年 1 月 3 0 日

津市告示第 2 1 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例第 1 2 条第 2 項、第 1 3 条第 2 項及び第 1 4 条の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 5 年 2 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
西丸之内地内	1	平成 2 5 年 1 月 4 日
大園町地内	1	平成 2 5 年 1 月 4 日
分部地内	1	平成 2 5 年 1 月 7 日
桜橋地内	1	平成 2 5 年 1 月 8 日
藤方地内	1	平成 2 5 年 1 月 1 1 日
本町地内	1	平成 2 5 年 1 月 1 1 日
栗真中山町地内	1	平成 2 5 年 1 月 1 1 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 5 年 1 月 1 6 日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 5 年 1 月 1 7 日
小舟地内	1	平成 2 5 年 1 月 2 1 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 5 年 1 月 2 2 日
久居駅前第 1 公共自転車等駐車場	2 0	平成 2 5 年 1 月 2 2 日
久居駅前第 2 公共自転車等駐車場	2 1	平成 2 5 年 1 月 2 2 日
久居新町地内	3 1	平成 2 5 年 1 月 2 4 日
高茶屋小森町地内	3	平成 2 5 年 1 月 2 4 日
久居本町地内	1	平成 2 5 年 1 月 2 4 日
高茶屋地内	2	平成 2 5 年 1 月 2 4 日
久居野村町地内	1	平成 2 5 年 1 月 2 4 日
久居北口町地内	2	平成 2 5 年 1 月 2 4 日
長岡町地内	1	平成 2 5 年 1 月 2 5 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 5 年 1 月 2 8 日
白塚町地内	1	平成 2 5 年 1 月 2 9 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 5 年 1 月 3 0 日

寿町地内	1	平成 2 5 年 1 月 3 0 日
------	---	--------------------

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第８条及び同法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第１２条第１項の規定により、次のとおり住民票を職権で消除したので同条第４項の規定により告示する。

また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができる。

(1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても決定がないとき

(2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき

津市長 前 葉 泰 幸

[illegible]

住所	氏名

住所	氏名

住所	氏名

2 消除した年月日

平成25年2月6日

下記の者の差押調書（謄本）は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

平成25年2月13日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	差押調書（謄本）

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第 2 4 号

下記の者の配当計算書（謄本）及び充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 2 5 年 2 月 1 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇	〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇	配当計算書（謄本）及び 充当通知書

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第 2 5 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 2 5 年 2 月 1 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
1 2 0 2 9 1 6	平成 2 4 年 1 0 月 1 日	平成 2 5 年 1 月 4 日
1 3 3 6 9 0 3	平成 2 4 年 1 0 月 1 日	平成 2 5 年 1 月 4 日
2 1 0 3 5 3 4	平成 2 4 年 1 0 月 1 日	平成 2 5 年 1 月 7 日
9 1 3 5 6 7 6	平成 2 4 年 1 2 月 1 9 日	平成 2 5 年 1 月 1 8 日
5 1 2 9 2 5 4	平成 2 4 年 1 0 月 1 日	平成 2 5 年 1 月 2 2 日
9 2 1 8 5 0 9	平成 2 4 年 1 0 月 1 日	平成 2 5 年 1 月 2 5 日
1 3 0 4 2 6 6	平成 2 4 年 1 0 月 1 日	平成 2 5 年 1 月 2 8 日
3 1 0 3 7 6 4	平成 2 4 年 1 0 月 1 日	平成 2 5 年 1 月 2 9 日
7 1 7 6 8 2 4	平成 2 4 年 1 0 月 1 日	平成 2 5 年 1 月 2 9 日

津市告示第 26 号

平成 25 年産の大豆に適用する共済掛金率等を津市農業共済条例第 110 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 25 年 2 月 14 日

津市長 前 葉 泰 幸

共済目的 の種類等	区域	引受方式	共 済 掛金率	共済加入 者負担共 済掛金率
大豆 1 類	津市	半相殺	% 6.6	% 2.970
		全相殺	8.4	3.780
		一 筆	6.2	2.790

適用 この共済掛金率等は、平成 25 年産に係る共済関係から適用する。

津市公告第 18 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 25 年 2 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 25 年 1 月 30 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市大園町 76 番、79 番
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
鈴鹿市中旭が丘一丁目 8 番 17 号
田邊令記
鈴鹿市江島町 288 番地の 1
有限会社 三重土地流通
代表取締役 坂倉博之

津市公告第 19 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 24 条第 1 項の規定により、国土交通大臣から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため次のとおり公告します。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、この公告に基づく縦覧期間内に限り、法第 23 条の規定により、国土交通大臣に土地収用法施行規則（昭和 26 年建設省令第 33 号）第 4 条の規定に従って公聴会開催請求書を提出することができ、また、法第 25 条の規定により、三重県知事に意見書を提出することができます。

平成 25 年 2 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道 23 号改築工事（中勢バイパス・三重県津市神戸字名塚地内から津市高茶屋小森町字瓦ヶ野地内まで）

3 起業地

(1) 収用の部分

三重県津市神戸字名塚、字にんぼう、字伊賀谷、字大釜、字鳥羽見、字上はんの木、字はんの木及び字藤谷、久居明神町字西藤谷、半田字奥藤谷、久居藤ヶ丘町字西硯石、大字半田字丸田、久居相川町字硯石及び字畑山、垂水字丸地、字西焼尾及び字二年田、久居桜が丘町、久居小野辺町字小池谷、字畑山新田、字東花領下及び字小膳田、久居野村町字北小膳田、字東山神、字小膳田及び字駒屋、高茶屋小森上野町字野田並びに高茶屋小森町字野田及び字瓦ヶ野地内

(2) 使用の部分

三重県津市神戸字名塚、字にんぼう、字伊賀谷、字大釜、字長谷、字鳥羽見、字上はんの木及び字藤谷、半田字奥藤谷、久居藤ヶ丘町字西硯

石、大字半田字丸田、久居相川町字硯石及び字畑山、垂水字丸地、字西焼尾及び字二年田、久居桜が丘町、久居小野辺町字小池谷、字畑山新田及び字東花領下、久居野村町字北小膳田、字東山神、字小膳田及び字駒屋、高茶屋小森上野町字野田並びに高茶屋小森町字瓦ヶ野地内

4 縦覧場所

津市役所 建設部事業調整室

5 縦覧期間

公告の日から2月15日まで

津市公告第 2 0 号

津市農業振興地域整備計画を変更しましたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 2 5 年 2 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 変更の内容

農地から農業用施設用地への変更

2 変更場所

土 地 の 所 在			面 積	用 途 区 分	
大 字	字	地 番		変更前	変更後
垂水	法ヶ広	3271	514 m ² うち 169.43 m ²	農地	農業用施設 用地

津市公告第 2 1 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 5 年 2 月 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 抑留日 平成 2 5 年 1 月 3 0 日

2 抑留期間 平成 2 5 年 2 月 6 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 芸濃町中縄	雑種	茶トラ	雌	中型	9 1 日 以上	

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 22 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を指定しましたので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条第 1 項の規定により次のとおり公告します。

平成 25 年 2 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 指定にかかる道路の種類
第 42 条第 1 項第 5 号
- 2 指定の年月日
平成 25 年 2 月 4 日
- 3 指定道路の位置
津市藤方字黒木 154-10、154-11、法定外道路の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
延長 21.2 メートル
幅員 4.0 メートル～5.8 メートル

津市公告第 2 3 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 5 年 2 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 抑留日 平成 2 5 年 2 月 5 日

2 抑留期間 平成 2 5 年 2 月 1 4 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 大里野田町	シーザー	うす茶	雄	小型	9 1 日 以上	

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 2 4 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 1 9 条の規定により公告します。

平成 2 5 年 2 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市教育委員会告示第2号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成25年2月15日

津市教育委員会

委員長 中 湖 喬

- 1 招集の日時 平成25年2月18日（月）午後3時から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件
 - （1）平成24年度津市一般会計補正予算（第7号）＜教委所管分＞について
 - （2）平成25年度津市一般会計予算＜教委所管分＞について
 - （3）平成25年度教育方針について
 - （4）津市立学校設置条例の一部の改正について
 - （5）津市就学指導委員会条例の一部の改正について
 - （6）津市郷土資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部の改正について

津市教育委員会告示第3号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成25年2月15日

津市教育委員会

委員長 中 湖 喬

- 1 招集の日時 平成25年2月18日（月）第2回教育委員会終了後
- 2 招集の場所 教育長室
- 3 会議の事件 教育委員会委員長の選任について